

役員報酬に関する規程

公益財団法人 日本サイクリング協会

役員報酬に関する規程

(公財) 日本サイクリング協会

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本サイクリング協会（以下「本会」という。）の定款第30条（役員報酬等）に基づき、本会の業務遂行のため、常時勤務する役員（以下「常勤役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の対象者)

第2条 報酬の支給対象者は、次の役員をいう。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 専務理事
- (4) 常務理事

(報酬の種類)

第3条 常勤役員報酬は、本俸及び賞与とする。

(本俸の額)

第4条 常勤役員の本俸月額、は、評議員会の了承を得て次の金額の範囲で、会長が定める。

- (1) 会長 800,000円以内
- (2) 副会長 750,000円以内
- (3) 専務理事 700,000円以内
- (4) 常務理事 650,000円以内

2 本俸は、毎月20日に所得税及びその他法令で定められた額を控除して支給する。

ただし、支給日が土曜及び休日に当たるときは、前日に繰り上げて支給する。

(新任・退任時の本俸の支給方法)

第5条 新たに常勤役員になった者のその月の本俸は、日割計算をもって支給する。

2 常勤役員が、退任又は死亡したときは、その月の本俸全額を支給する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、通勤に要する実費を支給する。

(賞与)

第7条 賞与は、評議員会の了承を得て、会長が定めた額を原則として毎年2回、6月及び12月に支給する。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から適用する。

(平成25年4月5日：一部改正)